

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	島守地区 (中谷地、古里、姉市沢、番屋、砂篭、沢田、石橋、巻、江花沢、馬場、高山、門前、荒谷、相畑、頃巻沢、七枚田、不習、十文字)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が69歳と高齢化が進み、担い手が引き受ける意向のある耕地面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

葉たばこの中心産地だったが、需要が減少し地域経済に影響を与えていたことから、転換作物としてワイン用ぶどうの生産を奨励し、地域起こし協力隊制度や市の各種補助金が活用されている。また、米・野菜の有機栽培が盛んで組織化されているほか、果樹生産も盛んである。

一部地区で基盤整備事業の実績があり、他地区からも本事業を活用したいとの意見がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、りんご、葉たばこ、肉用牛、そば、ねぎ、ワイン用ぶどう等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。ワイン用ブドウは市が一体となって振興していること、米や野菜の有機栽培も盛んなことから、引き続き制度や各種補助事業等を活用し、生産振興に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	730 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	503 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)や農地バンク・基盤法利用者を中心に利用集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

一部地区において、過去に「農地中間管理機構関連農地整備事業」を実施済。他地区についても本事業の活用希望はあるものの具体的な話には至っていないため、希望があれば制度説明等を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

多品目生産の担い手や集落営農組織が多く、市が振興するワイン用ぶどうの中心的産地であることから、市内外から多様な経営体を募集するべく継続して情報発信を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落営農組織及び機械設備を持つ農家に、稲刈り等一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署→鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害実施隊事務局が出動し罠の設置を行っている。

②有機栽培農家による組織体があり、環境保全型農業直接支払交付金を一部活用した有機・無農薬栽培が行われている。地区内観光施設には有機農業に対する問合せがあり、その際は有機栽培農家を紹介し入作者の増加に貢献している。また、環境負荷の低い農薬や、減肥料に取組んでいる。

③除草剤散布にドローンを活用している。

⑤ワイン用ぶどう苗木の購入、設備に対する補助金を設けている。加工しやすい品種への転換。

⑦集落営農組織が離農者の農地を借り入れ、特产品的そばを作付けしているほか、5地区で中山間地域等直接支払交付金、2地区で多面的機能活用支払交付金を活用し、農地の保全・管理をしている。

⑧水利施設を管理していた改良区が解散決議をしたことにより、今後の管理方法が課題となる。米の乾燥施設を増設し、作業受託面積を増やしている。